

# 一関市(岩手県)

(2005年11月1日現在)

## 1. 新市の基礎情報

|   |  |  |
|---|--|--|
| 合併の期日：2005年9月20日  | 合併の方式： <input checked="" type="checkbox"/> 新設・編入 |  |
| 市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 |  |  |
| 人口 <sup>(1)</sup> ：130,373人(高齢化率 <sup>(2)</sup> 24.9%)                    | 面積 <sup>(3)</sup> ：1133.1k㎡                      |  |
| 議員数 <sup>(4)</sup> ：41人(法定上限34人)  | 一般職員数 <sup>(5)</sup> ：1,228人                     |  |
| 財政力指数 <sup>(6)</sup> ：未算出   | 経常収支比率 <sup>(7)</sup> ：未算出                       |  |
| 2004年度歳入予算額 <sup>(8)</sup> ：56,936,421千円                                  |  |  |
| うち、地方税11,085,532千円、地方交付税19,302,954千円                                      |  |  |
| 合併特例債発行予定額23,670百万円／同限度額52,910百万円   |  |  |
| 産業構造 <sup>(9)</sup> ：第一次産業16.5%、第二次産業36.1%、第三次産業47.4%                     |  |  |

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。  
 (4)：合併時の数。 (5)：職員課調べ。 (8)：2004年度当初予算額。

## 2. 合併関係市町村の基礎情報

| 関係市町村 | 人口 <sup>(1)</sup> | 高齢化率 <sup>(2)</sup> | 面積 <sup>(3)</sup> | 議員数 <sup>(4)</sup> | 一般職員数 <sup>(5)</sup> | 財政力指数 <sup>(6)</sup> | 経常収支比率 <sup>(7)</sup> |
|-------|-------------------|---------------------|-------------------|--------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|
| 旧一関市  | 63,510人           | 21.0%               | 410.23k㎡          | 28人                | 469人                 | 0.54                 | 85.2%                 |
| 旧花泉町  | 16,127人           | 27.6%               | 126.83k㎡          | 20人                | 151人                 | 0.27                 | 91.7%                 |
| 旧大東町  | 17,789人           | 31.1%               | 278.71k㎡          | 16人                | 191人                 | 0.22                 | 89.5%                 |
| 旧千厩町  | 13,504人           | 26.5%               | 89.84k㎡           | 16人                | 147人                 | 0.34                 | 93.6%                 |
| 旧東山町  | 8,493人            | 26.7%               | 87.72k㎡           | 14人                | 109人                 | 0.27                 | 84.0%                 |
| 旧室根村  | 6,316人            | 30.0%               | 97.28k㎡           | 14人                | 94人                  | 0.16                 | 82.0%                 |
| 旧川崎村  | 4,634人            | 29.3%               | 42.49k㎡           | 16人                | 79人                  | 0.16                 | 80.9%                 |

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。  
 (4)：合併直前の定数。 (5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

## 3. 合併の特徴

|  |
|--|
| <p>(1) 合併の理由・目的&lt;⑦生活圏の広域化、②地方分権推進、⑤財政状況&gt;</p> <p>生活圏、経済圏が同一の地域のため、一体的な行政サービスを提供するとともに、地方分権時代に対応した強固な行財政基盤の自治体を構築する必要があるため。</p>                                       |
| <p>(2) 合併のプロセスで重視したこと&lt;②住民の理解、①関係市町村間の合意、⑤新市の名称&gt;</p> <p>&lt;最も重視したことの具体的な内容&gt;</p> <p>合併に対する住民の理解を得るため、地域毎に住民懇談会を開催した。また、合併協議の状況を広報紙及びホームページにより住民へ周知し情報提供に努めた。</p> |
| <p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等&lt;①首長、②議会・議員&gt;</p> <p>&lt;合併推進の具体的な活動&gt;</p> <p>各市町村においては、住民懇談会等を実施し、住民の理解を得ることに努めた。各議会においては、合併特別委員会等を設置するなど、積極的に取り組んだ。</p>               |

## 4. 合併協議

|  |  |
|--|--|
| (1) 今回の合併以前における合併協議の経緯   |  |
| 2002年4月に、合併関係7市町村を含む11市町村による一関地方広域合併研究会（宮城県2町含む）を設立した。2003年2月に、合併関係4市町村による一関地方任意合併協議会を設立した。2003年12月に、合併関係4市町村による一関地方合併協議会を設立した。2004年4月に合併関係4市町村を含む5市町村による一関地方市町村合併協議会を設立した（一関地方合併協議会の協議休止）。2004年8月に合併関係7市町村を含む9市町村による両磐地区合併協議会を設立した。2004年12月に両磐地区合併協議会を解散し、その後、一関地方合併協議会の協議を再開した。2005年1月に合併関係3町村が一関地方合併協議会に加入した。 |  |
| (2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議  |  |
| 2002年4月に、両磐9市町村と宮城県栗駒町・金成町による一関地方広域合併研究会を設立した。また、5市町村による一関地方市町村合併協議会及び両磐9市町村による両磐地区合併協議会を設立し、協議を進めた経過がある。なお、現在、新たな合併協議は行っていない。   |  |
| (3) 合併関係市町村の従前のつながり  |  |
| ②郡の構成市町村の一部、④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑥広域連合の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑪生活圏が一致   |  |
| (4) 合併の端緒  |  |
| 2002年4月に一関市長が周辺の町村（宮城県2町含む）に対し合併を呼びかけ、11市町村による一関地方広域合併研究会を設立した。  |  |
| (5) 任意の合併協議会（設置期間：2003年2月1日～2003年12月1日）＜4市町村で設置＞   |  |
| 構成メンバー   | 首長 計4名   |
| 運営上の工夫   | 任意協議会に、新市の将来構想等を審議するため、首長、助役、議員、新市まちづくり委員会代表者及び県職員で構成する新市将来構想検討審議会を設置した。また、審議会にまちづくりについての、提言をするため住民代表で構成する新市まちづくり委員会を設置した。併せて、まちづくりご意見箱を設置するなどして、住民の意見の収集を図った。 |
| (6) 法定協議会（設置期間：2003年12月1日～2005年3月31日）  |  |
| 住民発議等  | 有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/> 無   |
| 構成メンバー   | 首長、助役各1名、議員各2名、住民各3名、都道府県職員（岩手県地域振興部市町村課総括課長、岩手県一関地方振興局長、岩手県千厩地方振興局長） 計52名   |
| 運営上の工夫   | 協議の決定方法は、3分の2を超える賛成をもって決することとした。また、広報紙の発行及びホームページによる合併協議の情報の伝達を図るとともに、地域毎に住民懇談会を開催し、住民の理解を得ることに努めた。  |
| (7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）   |  |
| ＜協議を行ううえでの工夫＞<br>新市の名称については、地域内の世帯に1枚ずつ応募用紙を配布し、地域住民の意見を把握した。選定に当たっては、応募数の多い上位10点の名称から協議会委員の投票により決定した。合併期日については、電算システム統合に係る業務を考慮し、連休後の合併日とした。  |  |

| <p>&lt; 協議開始および決定の時期 &gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(①方式)</th> <th>(②期日)</th> <th>(③名称)</th> <th>(④位置)</th> <th>(⑤財産)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議開始 :</td> <td>05 年 1 月</td> <td>04 年 12 月</td> <td>04 年 12 月</td> <td>05 年 1 月</td> <td>05 年 1 月</td> </tr> <tr> <td>合 意 :</td> <td>05 年 1 月</td> <td>04 年 12 月</td> <td>05 年 1 月</td> <td>05 年 1 月</td> <td>05 年 1 月</td> </tr> </tbody> </table> |          |           |           |   |          | (①方式) | (②期日) | (③名称) | (④位置) | (⑤財産) | 協議開始 : | 05 年 1 月 | 04 年 12 月 | 04 年 12 月 | 05 年 1 月 | 05 年 1 月 | 合 意 : | 05 年 1 月 | 04 年 12 月 | 05 年 1 月 | 05 年 1 月 | 05 年 1 月 |
|---|----------|-----------|-----------|---|----------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|----------|-----------|-----------|----------|----------|-------|----------|-----------|----------|----------|----------|
|   | (①方式)    | (②期日)     | (③名称)     | (④位置)   | (⑤財産)    |       |       |       |       |       |        |          |           |           |          |          |       |          |           |          |          |          |
| 協議開始 :  | 05 年 1 月 | 04 年 12 月 | 04 年 12 月 | 05 年 1 月  | 05 年 1 月 |       |       |       |       |       |        |          |           |           |          |          |       |          |           |          |          |          |
| 合 意 :   | 05 年 1 月 | 04 年 12 月 | 05 年 1 月  | 05 年 1 月  | 05 年 1 月 |       |       |       |       |       |        |          |           |           |          |          |       |          |           |          |          |          |
| <p>&lt; 決定に至るまでに最も難航した項目と解決策 &gt;</p> <p>新市の名称については、地域内の世帯に 1 枚ずつ応募用紙を配布し、地域住民の意見を把握した。選定に当たっては、応募数の多い上位 10 点の名称から協議会委員の投票により決定した。</p>  |          |           |           | <p>③名称</p>  |          |       |       |       |       |       |        |          |           |           |          |          |       |          |           |          |          |          |
| <p>&lt; 基本項目①「合併の方式」の決定理由 &gt;</p> <p>人口や行政規模に違いはあったが、対等な立場で新たな市を設置するとの理念から決定した。</p>  |          |           |           | <p>新設 ・ 編入</p>                                    |          |       |       |       |       |       |        |          |           |           |          |          |       |          |           |          |          |          |
| <p>&lt; 基本項目②「合併の期日」の決定理由 &gt;</p> <p>電算システムの統合、旧市町村の 16 年度決算及び国勢調査等の行政事務への影響を考慮し決定した。特に電算システムのシステム切り替え作業等を考慮し、連休明けの合併日とした。</p>   |          |           |           | <p>2005 年 9 月 20 日合併</p>                          |          |       |       |       |       |       |        |          |           |           |          |          |       |          |           |          |          |          |
| <p>&lt; 基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由 &gt;</p> <p>地域内の世帯に 1 枚ずつ応募用紙を配布し、地域住民の意見を把握した。選定に当たっては、協議会委員の記名投票とし、1 次選定として、応募数の多い上位 10 点の名称から 1 点を投票し上位 3 点を選定した。2 次選定では、1 次選定 3 点のうちから 1 点を投票し、上位 2 点を選定した。3 次選定では、2 次選定 2 点のうちから 1 点を投票し、3 分の 2 を超える得票数であったため決定した。</p> <p>公募による応募者数が半数以上あり、全国的にも知名度が高いため。</p>  |          |           |           | <p>公募 <input checked="" type="checkbox"/> ・ 無</p> |          |       |       |       |       |       |        |          |           |           |          |          |       |          |           |          |          |          |
| <p>&lt; 基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点 &gt;</p> <p>旧一関市役所庁舎を本庁舎とした。住民の利用に最も便利であり、交通事情や他の官公署の設置状況を勘案し決定した。</p> <p>(新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い)</p> <p>新市の支所とした。</p>  |          |           |           | <p>既存施設 ・ 新規建設</p>                                |          |       |       |       |       |       |        |          |           |           |          |          |       |          |           |          |          |          |
| <p>&lt; 基本項目⑤「財産の取扱い」 &gt;</p> <p>(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産)</p> <p>正負ともになし。</p>   |          |           |           |   |          |       |       |       |       |       |        |          |           |           |          |          |       |          |           |          |          |          |
| <p>(8) 新市建設計画</p>   |          |           |           |   |          |       |       |       |       |       |        |          |           |           |          |          |       |          |           |          |          |          |
| <p>計画の期間 : 10 ヶ年</p> <p>理由 新市の将来を展望した長期的なものとし、併せて合併特例債等の国の財政支援措置を勘案して 10 年とした。</p>  |          |           |           |   |          |       |       |       |       |       |        |          |           |           |          |          |       |          |           |          |          |          |
| <p>&lt; 策定に当たっての工夫 &gt;</p> <p>任意合併協議会で、住民代表によりまちづくり委員会や住民から寄せられた意見をもとに作成した新市将来構想を反映させるよう配慮した。</p>  |          |           |           |   |          |       |       |       |       |       |        |          |           |           |          |          |       |          |           |          |          |          |
| <p>&lt; 関係市町村間での調整が難航した項目 &gt;</p> <p>新市建設計画に掲載する事業について、各市町村のバランスに配慮した。</p>   |          |           |           |   |          |       |       |       |       |       |        |          |           |           |          |          |       |          |           |          |          |          |
| <p>&lt; 新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫 &gt;</p> <p>市内外の交流・ネットワークづくりを主眼として、市民主体の地域づくり活動を促進し、市民参画機会の確保と住民自治の確立を図る。また、行政体制を充実させ、効果的な財政投資と健全な財政運営に努める。</p>  |          |           |           |   |          |       |       |       |       |       |        |          |           |           |          |          |       |          |           |          |          |          |
| <p>&lt; 新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画(基本計画・実施計画等)の内容 &gt;</p> <p>旧市町村の基本計画の理念を尊重し、特に実施計画に記載されている事業は計画に盛り込むことを基本とした。</p>  |          |           |           |   |          |       |       |       |       |       |        |          |           |           |          |          |       |          |           |          |          |          |

| 単位：百万円<br>( )は%  | 合併前<br>(2003年度) <sup>(1)</sup> | 財政計画         |              |              |
|--|--------------------------------|--------------|--------------|--------------|
|  |                                | 2005年度       | 2010年度       | 2015年度       |
| 歳入合計   | 64,458                         | 50,894       | 47,107       | 44,979       |
| 地方税  | 11,216(17.4)                   | 10,879(21.4) | 10,927(23.2) | 10,718(23.8) |
| 地方交付税  | 20,943(32.5)                   | 20,792(40.9) | 21,239(45.1) | 19,519(43.4) |
| 歳出合計   | 62,713                         | 50,894       | 47,107       | 44,979       |
| 人件費  | 11,558(18.4)                   | 12,338(24.2) | 11,041(23.4) | 9,653(21.5)  |
| (参考：一般職員数)   | (1,240人)                       | (1,370人)     | (1,193人)     | (1,059人)     |
| 公債費  | 8,910(14.2)                    | 9,092(17.9)  | 8,737(18.5)  | 7,606(16.9)  |
| 普通建設事業費  | 10,674(17.0)                   | 6,573(12.9)  | 5,872(12.5)  | 5,683(12.6)  |
| (9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等  |                                |              |              |              |
| 新たな設定・変更等を行っていない。  |                                |              |              |              |
| (10) 住民への情報提供等   |                                |              |              |              |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌等の配布（全6号。配布方法：全世帯配布）</li> <li>・住民説明会の開催（延べ86回開催、延べ3,016人参加）</li> <li>・HPの開設（2003年3月開設、月1回定期更新、アクセス数不明）</li> </ul> |                                |              |              |              |
| (11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施   |                                |              |              |              |
| 実施していない。   |                                |              |              |              |
| (12) 都道府県からの支援   |                                |              |              |              |
| 財政支援：地域活性化事業調整費 10,288千円。<br>人的支援：合併協議会に県職員1名の派遣（本業と兼務）。   |                                |              |              |              |
| (13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無  |                                |              |              |              |
| 委託費  | 6,657千円                        |              |              |              |
| 委託内容   | 新市建設計画策定支援業務。                  |              |              |              |

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

## 5. 合併の内容

|              |  |
|--------------|--|
| (1) 議員       |  |
| 特例の適用        | <input checked="" type="checkbox"/> 有 (定数特例 (定数41人)・在任特例 (在任期間 年 ヶ月))・無                        |
| その理由         | 地域の意見を新市の施策に反映させるため。   |
| (2) 農業委員会の委員 |  |
| 特例の適用        | <input checked="" type="checkbox"/> 有 (2006年9月19日まで特例措置を適用)・無                                  |
| その理由         | 農地法の申請事務等の空白期間をつくらないため。旧市町村の農業委員会の選挙による委員であった者のうち、74人を在任特例とした。在任特例適用の委員数は、市町村毎に選挙人名簿に比例させ配分した。 |
| (3) 三役       |  |
| 旧一関市         | 市長は新市の市長、助役は新市の助役、収入役は新市の収入役。  |
| 旧花泉町         | 町長は地域自治区長、助役、収入役は退職。   |
| 旧大東町         | 町長は地域自治区長、助役は退職、収入役は不在。  |
| 旧千厩町         | 町長は地域自治区長、助役、収入役は退職。   |

|  |   |   |
|--|---|---|
| 旧東山町   | 町長は職務執行者後退職、助役は地域自治区長、収入役は退職。   |   |
| 旧室根村   | 村長は地域自治区長、助役は監査委員、収入役は退職。   |   |
| 旧川崎村   | 村長は地域自治区長、助役は退職、収入役は不在。   |   |
| (4) 一般職  |   |   |
| 定員管理   | <定数の削減> 現在 1,402 人を、2014 年で 1,059 人に削減。<br><新規採用の抑制> 退職者の 1/5 採用。   |   |
| 給与の調整  | 同一の給料表を使用しているが、運用については今後調整する。   |   |
| 役職の調整  | 号級はそのまま、新市の級別職務分類表に対応した職名に統一した。   |   |
| (5) 組織・機構の整備方法（合併と同時に部・課とも完全に統合）   |   |   |
| 本庁は市長部局を 8 部 29 課等、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び水道部の体制とし管理部門を集約した。各総合支所は市長部局を 8 課等及び教育委員会教育文化課の体制とし、住民サービスに直結する窓口部門は存続させた。 |   |   |
| (6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法   |   |   |
| 旧一関市   | 旧一関市の出張所 3 カ所は引き続き出張所として設置。   |   |
| 旧大東町   | 旧大東町の支所 4 カ所は出張所として設置。  |   |
| (7) 地域審議会等   |   |   |
| 設置の有無  | 有(旧花泉町、旧大東町、旧千厩町、旧東山町、旧室根村、旧川崎村)に合併特例区を設置   |   |
| その理由   | 市町村合併による行政区域の広域化に伴い、住民の意見が新市の施策に反映されにくくなるのではないかと、などといった懸念へ対応することと、新市における住民自治の強化と、住民に身近なところで住民の意向を踏まえて効果的に処理する仕組みを整備し、市民と行政が連携する協働のまちづくりを推進するため。 |   |
| (8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法   |   |   |
| 法人市民税<br>法人税割  | 旧一関市 14.7%<br>旧花泉町、旧大東町、旧千厩町、<br>旧東山町、旧室根村、旧川崎村<br>12.3%  | 法人市民税の法人税割の税率は、14.7%とする。但し、2007 年度まで不均一課税とする。 |
| (9) 上下水道使用料（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）   |   |   |
| 上水道料金  | 当面は、現行のおりとし、合併後 3 年を目処に統一する。  |   |
| 下水道料金  | 当面は、現行のおりとし、合併後 3 年を目処に統一する。  |   |
| (10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）  |   |   |
| 例外措置   | 原則として現行どおりとしたが、同一又は類似するものの使用料については、新市において調整することとする。   |   |
| (11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：医療費等に見合う税率を新市で新たに設定するが 2009 年度を限度に不均一課税とする。）   |   |   |
| 賦課徴収方法   | 4 市町村：所得割、均等割、平等割<br>3 町村：所得割、資産割、均等割、<br>平等割   | 2005 年度は現行どおりとし、2006 年度から所得割、均等割、平等割とする。      |
| 所得割  | 旧一関市 8.4%    旧東山町 6.8%<br>旧花泉町 9.8%    旧室根村 6.9%<br>旧大東町 7.2%    旧川崎村 4.3%<br>旧千厩町 6.8%   | 2006 年度から、8.8%とする（試算）。（但し、2008 年度まで不均一課税あり）。  |

|   |   |  |
|---|---|--|
| 資産割   | 旧一関市 ー 旧東山町 ー<br>旧花泉町 ー 旧室根村 30%<br>旧大東町 50% 旧川崎村 ー<br>旧千厩町 30%                                     | 2006年度より廃止。                                  |
| 均等割   | 旧一関市 23,700円 旧東山町 15,000円<br>旧花泉町 23,800円 旧室根村 20,000円<br>旧大東町 13,500円 旧川崎村 10,500円<br>旧千厩町 17,000円 | 2006年度から、22,800円とする(試算)。(但し、2008年度まで不均一課税あり) |
| 平等割   | 旧一関市 20,000円 旧東山町 20,000円<br>旧花泉町 23,400円 旧室根村 30,000円<br>旧大東町 15,000円 旧川崎村 9,500円<br>旧千厩町 24,000円  | 2006年度から、22,000円とする(試算)。(但し、2008年度まで不均一課税あり) |
| (12) 介護保険事業 (調整方針：2005年度は現行どおりとし、2006年度から統一する。) |   |  |
| 第1号被保険者の月額<br>の基準保険料                            | 旧一関市 2,998円 旧東山町 2,800円<br>旧花泉町 2,998円 旧室根村 2,600円<br>旧大東町 2,767円 旧川崎村 3,425円<br>旧千厩町 3,200円        | 2005年度は現行どおりとし、2006年度から統一する。                 |
| (13) 電算システムの取扱い (合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した)     |   |  |
| 整備方法  | 既存システムのうち、6団体で処理を行っていたシステムを更新した(既存社の最新システムを導入)。   |  |
| (14) 町・字の名称・区域                                  |   |  |
| 名称・区域の変更  | <input checked="" type="checkbox"/> 有・無   |  |
| 変更した場合、その内容と理由                                  | 旧千厩町：「厩」が2種類存在していたので統一した。<br>旧室根村：住民の要望により、字の名称を変更した。   |  |

## 6. 合併後の状況

|   |                      |
|---|----------------------|
| (1) 合併による財政削減効果：22,650百万円/10年間  |                      |
| (2) 基本構想および総合計画の策定  |                      |
| 基本構想  | 今後策定に取り掛かる予定(2005年度) |
| 総合計画  | 今後策定に取り掛かる予定(2006年度) |
| (3) 合併による効果   |                      |
| <p>&lt;④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開&gt;</p> <p>広域的な視点に立って、道路や公共施設の整備、土地利用、地域の個性を活かしたゾーニングなど、まちづくりをより効果的に実施することができる。</p>           |                      |
| <p>&lt;⑤行財政の効率化&gt;</p> <p>効率的な行財政運営により、人件費などの経常的な経費が削減され、また、財政規模が大きくなることで、柔軟な財政運営と行政需要に呼応した重点的かつ安定した行政サービスの提供が可能となる。</p> |                      |
| <p>&lt;②サービスの高度化・多様化&gt;</p> <p>行政組織が大きくなることで、職員の柔軟な配置や専門職員、専任部署を設けることが可能となり、行政サービスの高度化が図られる。</p>                         |                      |

(4) 合併による問題点と解決策

<③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる>

情報の提供を行いながら、市民懇談会の開催など広聴機能の充実を図り、市民の意見・提言を市政に反映させる市民参加の仕組みを構築するとともに、地域自治体に地域協議会を設置し、住民自治の充実を図るとともに住民と行政の協働によるまちづくりを推進する。

<②中心部と周辺部の格差が増大する>

地域の特色を活かしながら機能分担したまちづくりを推進する。

<①役場が遠くなり不便になる>

住民の日常生活に関わりの深い行政サービスについては、総合支所方式の採用により、各支所で引き続き行える体制とした。

(5) 残された課題

新市の一体感の醸成及び広域行政の推進（隣接する町との連携）。